

自家用操縦士等ヒューマンファクターズ訓練検討会
規 約

(設置の目的)

第1条 「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」の「中間とりまとめ」(令和6年6月24日付け)にて提言され、令和7年6月6日に公布された航空法等の一部を改正する法律により、小型航空機の操縦士を含めた全ての操縦士に対してその受講が義務付けられることとなった、ヒューマンエラーを防止するための訓練について、その効果的な実施のための方策について議論、検討するため、本検討会を設置する。

(本検討会の構成)

第2条 本検討会の構成は、別紙による。

(座長の任命等)

第3条 本検討会に座長を1名置く。

- 2 座長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。
- 3 座長は、本検討会を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要に応じ、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

(本検討会の開催)

第4条 本検討会は冒頭部分のみ公開とする。

- 2 本検討会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第5条 本検討会の事務局は、国土交通省航空局安全部安全政策課に置く。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項については、本検討会で定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和7年7月3日から施行する。

(別 紙)

自家用操縦士等ヒューマンファクターズ訓練検討会
構 成 員 名 簿

(敬称略、順不同)

【委員】

土屋 武司 東京大学大学院工学系研究科航空宇宙工学専攻 教授
小林 宏之 航空評論家
梅村 行男 元 独立行政法人航空大学校 特任教授

【関係団体】

公益社団法人 日本航空機操縦士協会
特定非営利法人 AOPA-JAPAN
一般社団法人 全日本航空事業連合会
海上保安庁
警察庁
消防庁
操縦士養成大学連絡協議会
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 等

【国土交通省航空局】

安全部安全政策課長
大臣官房参事官（航空安全推進）
安全部安全政策課 首席航空従事者試験官
安全部安全政策課 課長補佐
安全部安全政策課 小型航空機安全対策官（事務局）